

平成12年 雇 用 保 険 法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

- 〔問 8〕 労働保険事務組合に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A 都道府県労働局長は、労働保険事務組合の認可の取消しをした場合には、その旨を当該事務組合及び当該事務組合に労働保険事務を委託している事業主に通知しなければならない。
 - B 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主の範囲は、原則として、常時 300 人以下の労働者を使用する事業主とされているが、労働保険事務組合の認可を受けた事業主団体の構成員である事業主については、その使用する労働者数にかかわらず当該労働保険事務組合に事務を委託することができる。
 - C 労働保険事務組合は、労働保険事務組合認可申請書の記載事項に変更が生じた場合には、その変更があった日の翌日から起算して 14 日以内に、その旨を記載した届書をその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長又は労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければならない。
 - D 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主が労働保険料を納付しない場合、政府は、その労働保険事務組合に対して督促をすることができ、当該督促は当該委託事業主に対して行われたものとみなされる。
 - E 労働保険事務組合は、雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿を事務所に備え付け、当該処理簿をその完結の日から 4 年間保存しなければならない。